

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 04

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

建設業の業種に「解体工事」新設の動き

建設業法が定める建設業許可業種区分に「解体工事」が新設されるようです。解体業を行うには、建設業許可もしくは解体工事業登録が必要です。建設業許可の業種のなかでは、今のところ、「とび・土工事業」が解体業に該当します。



「解体工事」が新たに新設されれば、これまで「とび・土工事業」の許可をお持ちの業者さんで、解体業もされる業者さんは、「解体工事」をあらたに取得しなければならなくなるかもしれません…。いまのところ、詳細は不明です。

愛知県の建設業ご担当の職員さんは、『そうなると、すごく忙しくなりそうで…（頭が痛い…）』とおっしゃっていました。

公共工事が大変 適正化 適正か？

公共工事入札契約適正化法（入契法）では、下請契約金額が3000万円（建築一式は4500万円）以上の公共工事の受注者に義務付けている施工体制台帳の作成・提出について、金額要件を撤廃する動きもあります。金額要件を撤廃するということは、つまり**小規模工事を請け負った受注者にも「下請業者」「下請工事の内容」「工期」などを記載した台帳の作成・提出が義務化される**ということです。

維持更新工事などでも施工体制の把握を徹底し、手抜き工事や不当な中間搾取を防止し、入札金額の内訳提出も義務付け、**見積もり能力がない業者の排除や談合の防止**につなげるとしています。

請負金額が500万円以下の工事ばかりを受注している建設業者さんでも（本来、建設業許可は取得しなくてもいいのです。）**建設業許可を持っていないと注文がない…、そんな風潮**のようですね。そして、請負金額の小さい工事でも、**事務仕事の手間は膨大**になってくる。そんな流れにもなりそうです。ますます人件費が重くのしかかりそうです…。



★運送業★

プラス？マイナス？忙しすぎた3月を振り返り

運送業界大混乱の3月



皆さま無事に事故なく3月を乗り切ることができたでしょうか。

牟田事務所ではそればかり心配しておりました。

A運輸の社長は『3月は儲かる！嬉しいけど4月からは仕事がピタッと止まるから心配』とつぶやきます。

また、B運送の社長は『忙しいけど全然儲からないよ～。結局ドライバーには食事代を支給し、宿をとってあげたりしてむしろマイナスだよ～。やっぱりキャビンで寝るのはつらいからね。だからと言って荷主にはそんなもの請求できないもんね・・・』なんて声も。

わたしはA運輸よりもB運送で働くドライバーさんは幸せだろうな～と思いました。

みなさんのところは、振り返ってみてどうでしょう。忙しい時こそドライバーの体調管理も大事。ゆえに、しっかりと休める場所等確保したいものですね。

結果的に、きちんとやっていこうとするとこれでは繁忙期がいいのやら悪いのやら。

それに事故なんて起きてしまったら・・・繁忙期だからこそ基本に戻り**安全確認、ドライバーさんの体調管理の徹底**をしましょう！



また、宅配関係は4月もまだまだハード。

燃油に高速道路も値上げ。

一緒にベースアップもできれば言うことなしですが、そこまで達しくとも、**ドライバーさんへの感謝の気持ちを伝えることをお忘れなく！(^_^)v**

消費税が10パーセントにあがる来年10月にまたこの波はやってくる！そのとき私たちははどう動きましょ！？

やってきました！春の全国交通安全運動

「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として、
平成26年4月6日～4月15日平成26年 **春の全国交通安全運動**が行われます。



なお、全国重点は、次の事項となっています。

1. 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
2. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
3. 飲酒運転の根絶



★産業廃棄物★

愛知県に12億円の損害賠償請求！！

愛知県春日井市内に建設した産業廃棄物処理施設の設置許可を県が取り消したのは違法だとして、施設を建設した遊技場経営会社が県に約16億7千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が13日、名古屋地裁でありました。「県の検査では排ガスや臭気の値がいずれも適正な方法で測定、算出されていなかった」と指摘。「取消処分は前提となる重要な事実を欠き、違法」として、業者の訴えを認め、**県に約12億3千万円の支払いを命じました。**

2004年に県から設置許可を受け、07年に試運転を開始。県は、試運転中の検査で、排ガスや騒音などの測定値が維持管理上の基準を超えたとして、改善を命令しました。その後の検査でも臭気などが基準を上回ったとして、改善命令違反を理由に10年2月、設置許可を取り消しました。業者側は同年12月、取り消し処分は違法だとして提訴しました。

私が入社した当時、試験運転で基準値を上回ったという記事を新聞で読んだのを覚えています。

通常なら、試運転の段階でこのような基準値超過を起こす焼却炉はほとんどありませんが、許可取消が必要なほど悪質な基準値超過とは思えないという意見もあります。

先日の処理施設設置審査会でも、この件に触れ、間もなく判決が下る旨の報告を県職員が審査会委員に報告をしていました。

更新の事業所さん、税理士先生！決算内容は大丈夫ですか？

3月末に決算を迎えた事業者さんはたくさんいらっしゃると思います。産業廃棄物の収集運搬業等の許可の申請にあたり、財産的基礎が重要になります。財産的基礎の確認は決算書にて行なわれます。**事業年度が終了してしまってからではどうしようもありません。**事前確認をお願いします。

また、決算後の株主総会を機に、役員変更をする予定、決算前に新しい車両を増やした、入替えた事業者さんもいるのではないのでしょうか。廃棄物処理法では、上記の役員、車両を始め、いくつかの事項に変更があった際は、10日以内に変更届を提出しなければいけないことになっております。ご不明な点があれば、いつでもご連絡ください。

平成26年度 講習会日程発表！！

【新規】 平成26年6月11日～12日 名古屋国際会議場

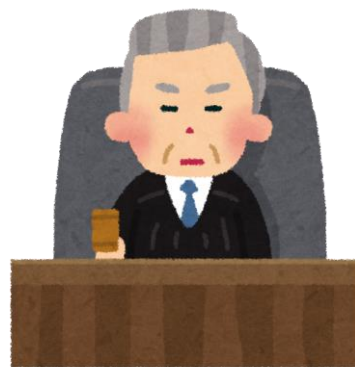
【更新】 平成26年5月22日 名古屋国際会議場

年度初めの講習は大変混み、申込みがすぐいっぱいになってしまいます。

仮予約ができますので、ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

どりかむHP 右下の**傘田事務所**をクリック！

リンクが貼ってありますのでご確認下さい。



自動車税制改正（2014年4月から）

～軽自動車税は増税、自動車取得税は減税へ～

2014年4月に消費税が8%へ増税されたことにもない、自動車税制が改正されました。

さらに、来年4月からは軽自動車税が増税されることになりました。

自動車取得税

2014年4月、消費税が8%へ増税されることによる自動車取得の負担を軽減する形で、自動車取得税が普通車で5%から3%に、軽自動車で3%から2%に減税されることになりました。また、2015年10月に予定されている消費税10%へのアップが実現された際には、自動車取得税は廃止されることが決定されています。



軽自動車税

普通自動車よりも税制面で優遇されている軽自動車税が、2015年4月以降に取得した軽自動車を対象に現行の7,200円から10,800円へ増税されます。



環境性能税（2015年10月導入予定）

自動車の環境性能（燃費）に応じて課税される新たな税制度です。消費税が10%に引き上げられ、自動車取得税が廃止される2015年10月に導入される予定です。

人事異動

春は別れと出会いの季節

年度末、行政窓口は来客対応と引越しで大忙しの模様。

私がとてもとてもお世話になっている〇〇事務所のIさんも31日の夕方「異動になっちゃたよ～」とわざわざ連絡をくれました。本当にたくさんのことを教えてくれた担当さんで、現在進行中の案件もいくつかお願いしているので、とてもとても残念です。

かと思えば、異動した先でまた担当になってもらうことになった頭のかた～い担当さんもいます。前と同じ、なかなか稀な案件なので、前回で慣れてもらえたかな？今回はスムーズに進めてもらえることを期待します。

また、初めましての方とは、最初はお互い警戒しながら・・・時には言い合いをしながら、でも行くと「今日はどうしたの？」って声をかけてもらえるくらい仲良くなっていきたいです。

ETCマイレージサービス開始！

4月1日よりNEXCO東日本／中日本／西日本／本四高速／宮城県道路公社において平日朝夕割引スタート！！ETCカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに登録した人に限るとのこと。朝は6～9時 夕方は17～20時 対象外となる区間もありますのでETCマイレージサービスと検索(＾O＾)

